令和５年度　朝霧小学校いじめ防止基本方針

令和５年４月　いじめ防止等対策委員会

1 いじめの定義（文部科学省より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な攻撃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に対する基本的認識

- いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つこと。
- いじめ問題が起こったら、一人で抱え込まずに、よりよい学校・学級づくりの見直しの機会と捉え、関係者が一体となって取り組み、組織的に対応すること。
- いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、いじめの問題が生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解消に結びつけることができたかが重要であること。
- いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわることから、家庭との連携を日頃から密にし、よりよい人間関係づくりに努めること。
- スクールカウンセラーや関係機関等とも連携を図り、いじめられた児童生徒に守ってもらえるという安心感を獲得させること。また、いじめる児童のいじめる気持ちの背景にも効果的な指導を行うこと。

3 学校におけるいじめ問題への対応

（１）いじめ防止等対策委員会の設置等

- 管理職（校長・教頭）、主幹教諭、生徒指導担当、不登校担当、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをメンバーとし組織的な対応ができるよう、いじめ防止等対策委員会を設置するなど、学校組織を整備する。
- いじめ防止等対策委員会は、学校全体での正確な情報収集、情報の整理・分析と適切な管理を行うとともに、効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解を図る。

校長 教頭	←報告連絡 →　指示		対策 委員会	←報告連絡 →共通理解		学 年	←報連相 →連携・協力		担 任

＊ 学校・家庭・地域の連携

- 管理職（校長・教頭）を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。

（２）未然防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

・個性や可能性を伸長する授業の充実

・人間関係の基盤となる力の育成
・道徳教育の充実
・人権教育の充実
・体験活動の推進

②児童生徒の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールをつくる活動など、児童が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

③いじめが起こりにくい環境作り

・こまったことがあれば、すぐに相談できる環境を整備する。
・当事者でない周囲の児童が、自ら「気づき」を、教職員をはじめとした大人につなぐ行動を起こしやすい雰囲気作りを行う。

④インターネットを通じて行われるいじめについて

〈体制の整備〉

・インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル研修を行う。

〈防止などの啓発〉

・発信される高度な情報の流通性、発信者の匿名性その他、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止、あるいは、効果的に対応するように啓発する。
・保護者に対しては、法令などの規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてＰＴＡ活動などを通じて周知を図る。

（３） いじめの早期発見

①定期的な実態把握

・本校が、いじめ問題への取り組みについて、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な実態把握を行い、それらの結果を踏まえて、取り組みの充実を図る。
・点検は基本的にすべての職員で行い、結果やこれに基づく課題については、すべての職員で共有する。
・学級担任は「スクールカースト（児童間の上下関係）」という概念を理解し、実態把握や学級運営にあたること。

②いじめの実態把握に関するアンケート調査

・ アンケート調査は、「いじめ」ということを前面にだすのではなく、“生活アンケート”として、形の工夫も施し、できる限り児童が素直な気持ちを表現できるような調査が望ましい。併せて、本人だけでなく、他の児童に対する気付きも収集できるようにしておくことが必要である。
・ アンケート調査だけを唯一の実態把握の手段とするのではなく、以下の方法も組み合わせて、潜在的ないじめについて、積極的に実態把握に努める。

③「いじめ早期発見のためのチェックリスト」等の活用

・チェックリストを使うなどし、児童の実態把握を行う。
・学級担任が一人で抱え込まず、すべての職員で、登下校時や清掃時間など児童の様子を観察し、気になることがあれば声をかけるなど働きかけ、気づいた点を記録する。

④日誌、個人ノート、生活ノート等の活用

・ 児童のサインをいち早く収集することにつながる意見箱の設置や、日常的に日誌（日記）や連絡帳、個人ノート等の記述や会話などから、児童の内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。また、必要に応じて聴き取りを行うとともに、保護者との連携を密にして、早期把握に努める。

⑤ 個別面談、教育相談、家庭・地域との連携等

- 児童との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。その場合、アンケート調査と連動して行うことが効果的である。
- 担任だけでなく、養護教諭・生徒指導担当・スクールカウンセラー等、多面的なかかわりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

（４）情報収集と現状認識の共有化

① 正確な情報収集と分析

- いじめられた児童の立場に立って、いじめられた児童の気持ちを重視する。
- いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- 互いの話を否定せず、最後まで傾聴し、事実を確認する。
- いじめた側の児童に「いじめをしていないか」と聞かず、児童の行為を中立の立場で確認する。
- 感情に走らずに冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
- 「いじめをしていないのに叱られた」と不満を残さないようにする。

② 情報と現状認識の共有化

- いじめの情報は、直ちに管理職（校長・教頭）に報告する。
- プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。
- 職員会議等を通して、現状について全教職員が共通の認識をもつ。

③市教育委員会との連携

・管理職は、収集した情報を、随時教育委員会へあげる。そして対応に関わる助言や支援を求めていく。

④警察や少年サポートセンター等との連携

・児童生徒の指導段階では、状況に応じて情報共有や連携に努める。

（５）対策の検討

＊ 対策の検討と役割分担・調整
＊ 対応への全教職員の意思統一
＊ 関係機関等との連携・調整

（６）個別の対応

① いじめられた児童への対応

- 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- 児童が安心して相談できる場を設定する。
- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめの解消に向けた決意を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- 家庭や外部の関係機関等と連携をとる。

② いじめられた児童の保護者への対応

- 家庭訪問し、誠意を持って児童の状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
・スクールカウンセラー等のサポートを受けることが可能であることを伝える。
- 適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

③ いじめた側の児童への対応

・ 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
・ 児童が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
・ 児童の言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
・いじめの事実が明らかになった場合は、職員が毅然とした姿勢を示し、以後の生徒指導に混乱をきたさないようにする。
・ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
・児童のどのような面がいじめにつながったのかを考えさせ、再発防止の意識づけにつなげていく。また、その過程においてはスクールカウンセラー等、専門家のサポートを積極的に活用する。
・ 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
・ 家庭や外部の関係機関との連携を図る。

④ いじめた側の児童の保護者への対応

・ 家庭訪問や、学校で面談するなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、管理職（校長・教頭）を中心に複数の教職員などで対応することが望ましい。
・ 一方的に話すことのないよう、十分配慮する。
・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
・ 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図ることが必要。
・ いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。
・スクールカウンセラー等のサポートを受けることが可能であることを伝える。

⑤特に配慮の必要な児童への対応

・特に配慮の必要な児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の特性を十分理解し、個別の教育支援計画や指導計画の情報共有を行いつつ、適切な指導や支援を行う。
・日常的に保護者との連携及び周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

（7）周囲の児童・保護者等への対応

① 学級活動、児童会において

・ 児童に、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
・ 学級活動、児童会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
・ 話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

② 周囲の児童への対応

・ いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
・ 周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。
・ 見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている児童にとっては、支え(味方)にはなり得ないことを理解させ、誰かにいじめを知らせる勇気を持たせる。
・ いじめられている児童の苦悩する気持ちに寄り添い、その子の立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

③ 周囲の児童の保護者への対応

・ 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。

・ 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらうようお願いする。
・ 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

④PTA・地域との連携・協力

・PTAや地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないように、適切な時期に情報提供を行う。
・学校の方針や解消への見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
・人権やプライバシーなどに十分配慮しながら、子ども達を温かく見守ることをお願いする。
・校外などにおけるいじめや問題行動については、PTAやスクールガード、自治会等、地域の方々としっかり連携し、いじめへの気づきやいじめの場面の発見の際には、学校へ速やかに連絡がもらえるように体制整備等に努める。

⑤関係機関との連携・調整

・市教育委員会の指導を受けながら、必要に応じて、県中央こども家庭センター・警察・少年サポートセンターなどの関係機関と連携を図る。
・特に、暴行傷害の事実が認められた場合は、原則として、警察または少年サポートセンターに情報提供を行う。また、警察の捜査に協力し、その妨げにならないよう配慮しながら、調査を進めるとともに、少年サポートセンターに、必要に応じて、調査にも協力を仰ぐようにする。

（８）事後指導

① 関係者・機関等への適切な報告

・ 保護者等や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告する。

② 長期間の継続観察と指導

・ 解消したと見られた後も、子どもたちの観察を継続して行い、適宜指導する。

③ 事例の分析、改善策の立案

・ 事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

④総合的な取り組みの見直し

・事例を基に改善点を洗い出し、未然防止や指導等に関わる学校の体制を見直して、いじめ問題の取組を総合的に見直す。

（９）校内研修の充実

・いじめ対応マニュアルや各校のいじめ防止基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめ防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、各教員がいじめの対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用して、日ごろの指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。また、臨床心理士等、専門家が実施する研修について積極的に活用する。